

富山市教育委員会 1 2 月定例会 資料

富山市立学校管理規則の一部改正について

【学校教育課】

1 趣 旨

令和2年度から小・中学校の夏季休業日を変更するため富山市立学校管理規則を改正するもの。

2 改正内容

夏季休業日（小・中学校）

現 行 「7月25日から8月30日まで」

変更後 「7月25日から8月26日まで」

3 施行期日

令和2年4月1日

令和元年12月市議会定例会 一般質問の概要

- 1 会 期 令和元年12月2日（月）～24日（火）
- 2 概 要 4日間の一般質問において、9人の議員から質問があった。
質問者、答弁の概要は次のとおり。

（1）学校での取組みについて

①自由民主党 金谷 幸則 議員（12月10日）

（問）中学校におけるエアコンの設置の成果について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）市内全中学校において、今年度8月末までにエアコンの設置が完了し、設置が完了した学校から順次使用を開始している。

エアコンの設置による生徒からの意見としては、

- ・授業において、暑さによる不快感がなく集中して学習課題に取り組むことができた
- ・給食時において、食欲が低下することなく、温かい食事を残すことなくおいしく食べることができた
- ・体育大会の練習において、からだを動かしたあと、涼しいところで休憩することで快適に過ごすことができた

などが寄せられている。

また、教職員の意見としては、

- ・1日を通して快適な空間で生活できるため、生徒が下敷きやファイルなどをうちわ代わりに使ってあおいだり、暑さでいらいらすることによるトラブルがなくなった
- ・体育的行事の際の一次救護場所として、普通教室を使用できた
- ・弁当持参の際には、教室内においても腐敗を防ぎ、安全に保管できた

などが寄せられており、これらの意見からも夏場の学校環境の改善に大きな成果があったと考えている。

（問）給食民営化の成果について問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

（答）給食の調理等業務の民間委託の成果については、学校からは、

- ・直営校では、栄養教諭等が給食室の衛生管理や調理指導に時間を割かれることが多かったが、民間委託後はその業務から離れて、食に関する指導の打ち合わせ等に十分な時間を持てるようになった
- ・調理員の人事管理上の問題への対応が不要になり、教員の負担が減った
- ・民間事業者の高度な専門性を持つ指導者が、独自に巡回や検査を実施しており、衛生管理がより徹底された

などの意見があり、民間委託の成果を高く評価していることが伺える。

また、民間事業者は、豊富な業務実績から異物混入対策などで優れたノウハウを持っており、こうしたノウハウを直営校に活用することで、全体のレベルアップを図ることがで

きるようになった、という効果もある。

これらのことから、調理等業務の民間委託については、これまで安全・安心な学校給食が問題なく実施され、食に関する指導のより一層の充実のみならず、さらに教員の負担軽減も図られており、十分な成果が得られているものと考えている。

(問) 富山市通学路交通安全プログラムにおける通学路点検による改善状況とその成果を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、平成28年度から富山市通学路交通安全プログラムを策定し、警察や道路管理者などの関係機関と連携しながら、小学校の通学路における交通安全上の危険箇所を点検するとともに安全対策を実施している。

その点検の結果、「路側帯の白線が消えている」「側溝に蓋がない」など、平成30年度までに各学校から385の危険箇所が報告された。それらの改善状況としては196箇所において、ハード面の対策を実施済、または実施予定としており、残りの箇所については、学校安全パトロール隊などによる見守り活動や安全教育を行うなど、ソフト面での対策を実施している。

この通学路点検の成果としては、小学校から「白線が引き直されたことにより、子どもたちが路側帯を意識して歩くようになり、より安全に通学できるようになった」「側溝に蓋が設置されたことにより、歩道が拡張され、自動車と距離をとって安全に通行できるようになった」などの報告を受けていることから、通学路の安全性がより高まったものと考えている。

加えて、見守り空白地帯や過去に不審者情報があったなどの防犯上の危険箇所については、今年度、全小学校が警察と合同点検を行い、172箇所を抽出し、それらの状況を把握した上で、2学期以降の見守り活動や安全教育に生かしている。

(問) ICT環境の整備について問う。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 新学習指導要領では、情報活用能力が「学習の基盤となる資質・能力」の一つに位置付けられ、また、小学校でプログラミング教育が始まるなど、今後、学習活動において積極的にICT機器を活用することが求められている。

文部科学省では、平成29年12月に「ICT環境整備方針」が示され、本市でもこれまで、ハイブリッドパソコンをはじめ、実物投影機やプロジェクタ、プログラミング教材、校務支援システムなど、順次、ICT環境の整備を進めてきた。

一方で、文部科学省が目標として示している普通教室・特別教室への無線LAN環境の整備や3クラスに1クラス分の学習用コンピュータの配備、ICT支援員の配置などは、本市はその目標に届いておらず、今後の課題である。

ICT環境の整備には大きな予算がかかることや、ICT技術は日進月歩で進んでおり、導入した機器もすぐに陳腐化する恐れがあることから、こうしたことを勘案し、かつ、学校教育における利用目的を明確にしながら、整備を進めていく必要がある。

こうした中、12月5日に閣議決定された国の経済対策では、学校における高速・大容量のネットワーク環境の整備を推進するとともに、令和5年度までに、児童生徒一人ひとりがそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すとされている。

本市としては、今回の経済対策の具体的な内容を見極めた上で、今後必要となるICT環境整備の進め方を検討してまいりたい。

(問) 外国語教育の充実に対する準備の状況について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 来年度から小学校において全面実施となる、新学習指導要領の外国語教育の目標には、「外国語による言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地や基礎となる資質・能力を育成することを目指す」と示されており、小学校3・4年生では年間35単位時間の外国語活動、5・6年生では年間70単位時間の外国語科を実施することとなっている。

本市では、小学校外国語教育の充実を図るための準備として、具体的には、

- ・授業時数増加に対応するためのALTの段階的な増員
 - ・外国語の授業に取り組む際の参考となるように、一単位時間ごとの指導の流れを具体的に示した富山市版「外国語活動単元指導計画例」の配付
 - ・担任とのチームティーチングを行ったり、指導案づくりや教材づくりなど、教員への指導・支援を行う「小学校外国語活動支援講師」の配置
 - ・オーストラリアの小学校へ教員2名を派遣し、英語の教授法や運用能力の向上を図ることで、英語教育推進リーダーを養成する「小学校教員語学研修」の実施
- など、教員の指導力向上に努めている。

さらに、英語の教員免許をもつ専科教員8名が24校でその知識や技能を生かした専門性の高い授業を行っており、その授業を他の教員が参観することで、指導技術を高めている。専科教員の増員については、今後も県へ引き続き要望してまいりたい。

なお、市教育委員会では、来年度から5・6年生で使用する教科書がまだ販売されていないため、見本11セットを各小学校に貸出するとともに、各学校では、教員がこれを参考にして、指導計画の立案や指導の準備・検討等に取り組んでいる。

(問) 本市におけるコミュニティースクールの成果と今後の取組みについて問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市におけるコミュニティ・スクール事業については、現在、モデル校を含め10校において実施している。

これまでの成果としては、

- ・学校運営協議会で子どもたちの実態などを地域住民や保護者代表の委員と共有することで、学校と地域、保護者との一体感が深まったこと
- ・学校に対し多数の教育ボランティアの応募があるなど、地域住民の学校に対する関心が一段と高まったこと
- ・地域住民との交流を通して、子どもが地域に関心をもち、地域の行事などに理解を深めたこと

などが報告されている。

市教育委員会としては、市内全小・中学校の校長や教諭等が参加する「富山市コミュニティ・スクール研修会」において、これまでの本市の取り組みの成果を共有したり、他県の先進事例の内容を学校運営に生かすことができるようにするなど、今後も、各学校の教職員の理解を一層深めることとしている。

また、国が、全ての学校において学校運営協議会設置を促進する方向性を示しつつも、令和4年3月を目途にその在り方について改めて検討を行うとしていることから、国の動向を注視していく必要があると考えている。

(2) 小学校における教科担任制について

①自由民主党 松井 邦人 議員（12月10日）

(問) 学級担任制による教育が児童に与える影響について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 児童にとって、学級担任は、家族と同じように長い時間を一緒に過ごす大人であり、学校生活においては、時には父や母、また時には兄や姉のように自分に寄り添ってくれる存在である。

学級担任は、日々、児童の成長やよさをとらえたり、問題行動等の背景を洞察するなどしながら、きめ細やかな指導を行っている。

こうした指導の積み重ねが児童に与える影響としては、児童と学級担任との信頼関係が強くなり、気軽に悩み事を相談できるなど、大きな安心感をもって学校生活を送ることができるといことが考えられる。

また、児童が、学級担任に対して強い信頼感を持っていることにより、学級担任の善悪や好き嫌い等についてのものの見方や考え方が、児童の価値判断の基準になるなどの影響を児童に与えることも考えられる。

(問) 教員の授業に取り組む意欲向上や授業の質向上に向けた取り組みについて問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会では、指導主事が各小・中学校を2年に1回のペースで訪問して授業を参観する、学校訪問研修会を実施し、児童生徒の考えがより深まるための授業の組み立て方や教材研究の方法等について、授業者一人ひとりと対話しながら指導や助言を行っている。

また、「授業中に教室で教師が立つ位置」や「グラウンドにきれいなラインを引くコツ」、「授業の『七つ道具』」等、授業に臨むための基礎・基本をまとめた手引き「授業のイロハ」を作成し、各学校に配付するとともに、教育センターのホームページに掲載している。

若手の教員や授業に課題を感じている教員が、この手引きによって授業改善の方法等を知ることは、授業の質向上のみならず、自分も実際にやってみようという意欲向上につながると考えている。

さらに、「授業づくりに関する研修会」や「ICT活用・授業力UP研修会」等の授業の質の向上に向けた研修会を、教員がキャリアに応じて切れ目なく受講できるようにその体制を整えている。

これらの研修は、希望すれば、受講回数や経験年数を問わず何度でも受講することができ、教員が、学び直したい資質・能力を補ったり、さらに伸ばしたい専門性をより高められるようになっている。

このほかにも、市独自の研修として、さまざまな分野の人材の講演等から幅広い人間形成と教員の資質向上を図る「とやま教師塾」も実施している。

第一線で活躍する人生の先輩の生き方や考え方に触れ、職業に対する情熱やプライド

が刺激されるこの取り組みも、教員の授業への意欲向上や授業の質向上につながるものであると考えている。

(問) 市教育委員会や各学校では、学級担任の多忙化解消に向け、どのように取り組んでいるのか。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 学級担任の多忙化解消に向けての市教育委員会の具体的な取り組みとしては、

- ・校務支援システムの導入による、出席簿や通知表、指導要録それぞれの作成にかかる事務の簡素化
 - ・勤務時間外における電話に対しての自動音声ガイダンス導入
 - ・「富山市小学校評価の手引」における「特別の教科 道徳」の評価文例等の作成
- などが挙げられる。

また、各学校では、

- ・職員会議の議題の精選や、作品応募の削減
- ・学級担任のPTA行事等への参加回数の見直し
- ・家庭訪問の希望制や実施学年の見直し

などに取り組んでいる。

これらの取り組みにより、学級担任の時間外勤務にかかる時間数はこれまでよりも減少してきていると各学校から報告されている。

加えて、学級担任が子どもと向き合う時間が従来と比べて少しずつ増えてきているとともに、ゆとりをもって教材研究や学級事務に取り組む時間も確保されるようになってきている。

市教育委員会としては、今後も、学校現場の声に耳を傾け、現場のニーズに応じた支援に努めてまいりたい。

(問) 令和2年度から授業単位時間数が増加することに対して、どのように対応していくのか。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 来年度から小学校において新学習指導要領が全面実施となり、3、4年生での外国語活動及び5、6年生での外国語科の新設により、年間35単位時間、週あたり1単位時間の授業数増加となる。

この1単位時間を、週のどこかで増やすためには、例えば、6年生では、これまで1日に6限まで授業を行う日を週4日、5限まで行う日を週1日としていたが、来年度からは、多くの学校で毎日6限まで行うことになると考えられる。

また、毎日6限まで授業を行うことに負担感がある場合などは、45分の授業を、1日15分ずつ3日に分けて行う、いわゆる「モジュール授業」を朝や午後の授業の前などに振り分けて行うことで、負担の軽減を図るなど、それぞれの学校の実情に合わせて、様々な方法で日課を編成してまいりたい。

(問) 小学校の高学年になると、授業内容に専門性が求められてきているが、教育水準の確保のためにどのように対応しているのか。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 各学校では、教育水準の確保及び教員一人ひとりの力を高めていくための取り組みとして

- ・学年間において、例えば、担任同士が図画工作科と家庭科を入れ替える交換授業をしたり、教頭や教務主任が書写の授業を行うなど、それぞれの教員が得意とする教科を担当する
 - ・理科、外国語科、音楽科、体育科、図画工作科の専科教員を配置し、専門性の高い授業を行うとともに、専科教員の授業を参観するなどして、一人ひとりの教員の指導技術を高める
 - ・学校内において、授業を見合ったり、研修会を行って、ベテランや中堅教員がこれまでに培ってきた専門性や指導技術を若手教員に継承する
- などを継続して行っている。

また、市教育委員会では、各種研修に加え時間外研修として、年間10回の「とやま技塾」を実施し、身近な生活グッズでつくる実験道具を活用し、児童の驚きを引き出す理科の授業の工夫や、楽しみながら投げる力を高める体育の授業のポイント等、熟練の技を継承する場を提供している。

このような取り組みを積み重ねることで、教員一人ひとりの指導力向上を図り、本市の教育水準の確保に努めている。

(問) 本市の実情にあった教科担任制を導入すべきと考えるが見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 現在、本市の小学校において、主に高学年で学級担任以外が授業を行う場合は、

- ・一部の教科について専科教員や、教頭、教務主任などベテラン教員が担当する
 - ・学級担任同士が得意な教科を一部交換して担当する
- などの方法で指導している。

市教育委員会としては、現在の中学校のように小学校において一律の教科担任制を導入するのではなく、現在より教職員配置を充実させたいうえで、外国語、理科、音楽などの一部の教科で各学校の実情に応じて、教科担任制を取り入れることが、本市の子どもたちにとって最もよい方法と考えている。

加えて、高学年は、従来の学級担任制から中学校における教科担任制への橋渡しの時期であるととらえている。一部の教科での教科担任制は、子どもにとっては、より専門的な指導を可能にし、授業の質が向上することにより理解が進むとともに、多様な価値観をもつ複数の先生に出会えるなど、精神的な面でもメリットがあり、いわゆる中1ギャップの緩和にもつながるものと考えている。さらに、教員にとっても、教材研究や授業準備、評価等において負担軽減につながると考えている。

しかしながら、現在の県の教職員配置基準では、例えば小・中学校の適正規模の18学級の場合、配置される教員数は教科担任制である中学校は27人であるのに対し、小学校では20人であり、担任以外の教員は、2人しかいない。主に高学年において教科担任制を展開するには、不十分な人数であり、改善が必要であると考えている。

さらに、本市の全小学校5、6年生の学級数は236学級であるが、本市に配置されている専科教員は、非常勤講師も含め、英語8人、理科8人、音楽5人、図画工作3人、体育1人であり、一人で複数の学校を担当しても、現在の配置数では、本市の学級数に見合

った教科担任制は到底展開できない状況である。

こうした現状の中、本年4月、国の中央教育審議会に職員配置や教員免許制度など制度改正を伴う教科担任制の導入について諮問され、議論が始まったところであり、市教育委員会としては、今後、審議の動向を注視してまいりたい。

(3) 不登校児童・生徒の支援について

①光 島 隆之 議員（12月10日）

(問) 過去3年間の市内小・中学校の不登校児童・生徒数を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 文部科学省が実施する問題行動等調査によると、不登校については、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況にある者とされ、病気や経済的な理由を除いて、年間30日以上欠席している児童生徒と定義している。

本市における、過去3年間の不登校児童生徒数については、
平成28年度は、小学校 90人、中学校 235人
平成29年度は、小学校 119人、中学校 256人
平成30年度は、小学校 134人、中学校 318人
となっている。

(問) 過去3年間の年間90日以上欠席した市内小・中学校の不登校児童・生徒数を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 過去3年間の年間90日以上欠席した不登校児童生徒数については、

平成28年度は、小学校 47人、中学校 147人
平成29年度は、小学校 45人、中学校 151人
平成30年度は、小学校 58人、中学校 187人
となっている。

(問) この3年間の変化と、その原因をどう捉えているのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市における不登校児童生徒数とそのうち年間90日以上欠席した不登校児童生徒数はともに、この3年間増加傾向にある。

不登校児童生徒が増加している原因として、

- ・子どもが登校したくないと訴えたり、無気力で何となく登校しないなどの傾向が表れた場合、保護者や医療等の関係機関が、無理に登校させないことも、子どもへの有効な支援の一つとして考えるようになったこと
- ・適応指導教室やフリースクール等、学校以外の学習の場が確保されるようになったこと

などが、考えられる。

(問) 小学校と中学校の卒業証書に記されている内容を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 小学校の卒業証書については、児童名や「小学校の課程を修了したことを証する」の文言の他、当該児童の生年月日、学校名及び校長名等が記載されている。
中学校についても、小学校と同様であり、加えて卒業番号が記載されている。

(問) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験という試験があるが、免除者等に不登校生は該当するのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 学齢の子の保護者に対して就学義務が猶予又は免除される場合については、学校教育法第18条により、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる場合とされている。

さらに、文部科学省は、その他やむを得ない事由の具体的な事例として、

- ・児童生徒の失踪
- ・帰国児童生徒の日本語の能力が養われるまでの一定期間、適当な機関で日本語の教育を受ける等日本語の能力を養うのに適当と認められる措置が講ぜられている場合などを示している。

これら文部科学省の示す事例によると、不登校児童生徒は学校教育法第18条が定める就学義務の猶予又は免除の要件には該当しないものである。

(問) 平成28年12月14日施行の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に準じて、本市においては現在、不登校児童・生徒に対し、どのような支援を講じているのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」においては、不登校児童生徒に対する教育機会の確保等について国及び地方公共団体が必要な措置を講ずる又は講ずるよう努めることが規定されている。

この法律を受けて、市教育委員会では、平成29年度以降

- ・心理の専門家であるスクールカウンセラーを7名増員し、30名として市内全小・中学校に配置する
- ・福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを1名増員し、10名とすることで、全体として配置校を9校増やし35校とし、派遣時間を800時間増やし3500時間とする
- ・市教育委員会に常駐する臨床心理士等心理学の専門家を2名増員し、3名とするなどさらなる相談や支援体制の充実を図ってきた。

(問) 今後、フリースクール等との連携により、その児童・生徒が活動できる場を増やすなどの環境を整備する必要があると考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 近年、本市の不登校児童生徒数が増加傾向にあり、本市児童生徒の一部もフリースクールに通所していることから、市教育委員会としても、不登校児童生徒の保護者への支援やフリースクール等の民間施設との連携の在り方について検討してきた。

こうした中、文部科学省から令和元年10月25日付けで「不登校児童生徒への支援

の在り方について」の通知が出され、不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、「フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完すること」など、様々な関係機関等を活用し、児童生徒が社会的に自立することを目指す必要があると示された。

市教育委員会としては、これまでフリースクール等との間において、直接的な連携はなされていなかったが、現在、市内に設置されているフリースクール等を訪問して実態把握に努めている。今後は、国や県の動向を注視しつつ、フリースクール等とのよりよい連携の在り方を探ってまいりたい。

(問) 中学校卒業後の継続的な支援のため、在学中から他部署との連携が欠かせないと考えるが、見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 不登校の要因の一つとして、家庭における経済的、福祉的な支援が必要と考えられる場合、又は虐待の疑いが考えられる場合等においては、従来より学校や市教育委員会とこども家庭部、児童相談所や警察等の関係機関を交えたケース会議を開き、在学中はもちろん、中学校卒業後にもつながる支援の在り方について検討している。

市教育委員会としては、今後とも関係部署及び関係機関と連携を図りながら、不登校児童生徒の在学中から卒業後を視野に入れた支援に努めてまいりたい。

②公明党 松尾 茂 議員（12月12日）

(問) 過去3年間、不登校で中学校を卒業した生徒の数を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 文部科学省が定義する年間30日以上欠席している、いわゆる不登校で、中学校を卒業した生徒数については、

平成28年度は、89人、平成29年度は、88人、平成30年度は、118人となっている。

(問) 本市小・中学生における不登校の原因をどうとらえているのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 文部科学省が実施した平成30年度の問題行動等調査の結果を分析すると、本市児童生徒の不登校の原因として、最も多く見られるのが親子関係をめぐる問題や家庭内の不和など、家庭の生活環境の急激な変化による影響となっている。

次いで、授業が分からない、試験が嫌いなどの学業の不振やそれに伴う進路に係る不安による影響、その次に友人と仲違いしたなどの、いじめ以外の友人関係をめぐる問題による影響の順となっている。

このほかにも、小学校6年生から中学校1年生の段階で不登校が急増していることから、

- ・小学校の学級担任制から中学校の教科担任制となることによる、教員の子どものかわり方や授業形態等の変化

- ・部活動やクラブ活動に所属することによる、生活リズムの変化

など、子どもを取り巻く環境も、影響しているのではないかと考えている。

(問) 最近、子どもが学校を休むことを親が簡単に容認していると感じるが、教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 次代を担う子どもたちには、自分のよさや可能性を認識するとともに、まわりの人々をも価値のある存在として尊重し、協力しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになることが求められている。

このような状況の中、本市の子どもたちには、学校におけるあらゆる教育活動を通して、目標や意欲、興味・関心をもち、粘り強く考え、仲間と協調して取り組む力や最後までやり遂げようとする姿勢など、数値では測ることができない、いわゆる非認知能力をこの時期に身につけてほしいと願っている。

本来、学校という場は、子どもたちの学びや遊びに満ちあふれた楽しい場所であるが、昨今、子どもたちを取り巻く環境は複雑化、多様化しており、時には、壁に当たり、思いどおりにならないことも起こり、挫折し、登校の気力を失い、学校を休みがちになってしまう子どもも増えている。

確かに最近、親の考え方や価値観が多種多様になってきていることは事実である。例えば、子どもが登校を渋った場合に「がんばって登校しなさい」と子どもの背中を押す親もいれば、「登校のエネルギーや意欲が出るまで学校を休んでみてはどうか」と子どもの行動に寄り添おうとする親もいる。しかしながら、いずれの場合もいちばん身近で子どもを見守っている立場からの、かけがえのない我が子に対する愛情あふれる一声に外ならない。

これらの声を尊重しながらも、保護者、学校、関係機関が連携して、登校を渋る要因が何であるかを考え、その子どもの成長のため、その子にふさわしい、よりよい支援の在り方を見つけていくことが、大切であると考えている。

こうした考えのもと、学校のみならず、適応指導教室やフリースクール等を含めた様々な教育機関とも連携を図りながら、本市並びにこの国の未来を支える子どもたち一人ひとりにとって、実り多い教育活動の機会と場をつくっていくことが、使命であると考えている。

(問) 学校等に寄せられる親が抱える悩みにはどのようなものがあるのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 各学校やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに寄せられる親の悩みの具体例としては、

- ・子どもが登校を渋るようになったなどの、不登校にかかわるもの
 - ・子どもが友人と喧嘩になった、周囲から無視されるなどの友人関係のトラブルやいじめにかかわるもの
 - ・子どもが家でゲームばかりして学習に取り組まない、学力が定着しないなどの学習にかかわるもの
 - ・離婚や虐待、経済的な困窮等、家庭状況の変化が子どもへ及ぼす影響にかかわるもの
- などがあげられる。

また、最近の傾向としては、子どもにスマートフォンやパソコンを持たせたことによる

生活リズムの乱れや、SNS上のトラブルにかかわる悩みも増えている。

(問) 親が抱える悩みに対して、学校はどのように対応しているのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 学校においては、保護者から相談を受けた場合には、まずは学級担任が保護者の悩みや不安に寄り添いながら話を聞き、その内容によっては、管理職に報告している。

その上で、管理職を中心に、担任だけではなく、学年や教育相談担当の教員、養護教諭等も加わり、チームで支援する体制を整えている。

さらに、必要に応じて、

- ・不登校や人間関係に係る悩みの場合には、スクールカウンセラーに保護者をつなぎ、継続した面談を行う
- ・経済的・福祉的な悩みの場合には、スクールソーシャルワーカーに保護者をつなぎ、一緒に関係機関に出向き、支援について相談したり、手続きを進める
- ・暴力行為や非行等の問題行動が見られた場合には、児童相談所や警察、医療機関等に保護者をつなぎ、助言を仰いだり、連携して対応する

など、外部の専門家や関係機関と連携を図りながら、保護者の悩みに対応している。

(問) P T Aや学校が主催する親としての在り方を学ぶ研修会等に参加できない親に対して、SNSを利用した相談体制も必要と考えるが見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市の小・中学校においては、P T A等が中心となって行う、親としての在り方を学ぶ研修会、いわゆる親学び講座や、学校行事においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を講師として招き、思春期における子どもへの接し方を学ぶ講演会等を実施しており、その中で、子育ての悩み等を打ちあける保護者がいた場合には、講師等によるアドバイスが行われている。

これらの研修会等の開催案内については、児童生徒を通じて、すべての保護者に呼びかけ、参加を促しているところではあるが、仕事や家庭等の事情で参加できない保護者もいる。

様々な事情により、参加できない保護者からの相談を、SNS等を利用して応じるということに関しては、いつでも、どこでも気軽に相談できるというメリットがあるものの、文字情報のみによるコミュニケーションは、読み手によって受け取り方が異なり、相談者の意図が十分に伝わらないというデメリットもあると考えている。

こうしたことから、市教育委員会としては、現時点では、SNSを手段として相談に応じることは考えていない。

なお、現在、本市の小・中学校においては、研修会等の内容を学校のホームページに掲載するとともに、場合によっては、保護者宛に資料を配付したり、懇談会で直接、研修会の内容を伝えるなどして、研修会等に参加できなかった保護者に対しても、子育ての参考としてもらえるよう、内容を周知している。

(4) 特別支援教育について

①自由民主党 松井 邦人 議員（12月10日）

(問) 「特別支援教育」の基本的な考え方と目指すべきものは何か。また、本市における成果と課題について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 平成19年4月の学校教育法の改正に伴い文部科学省から出された「特別支援教育の推進について」の通知によると、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援することを基本的な考え方とし、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことを目指すものとされている。

これまでの本市における成果としては、

- ・知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握やその支援を検討する校内教育支援委員会を各小・中学校に設置したことにより、組織的な対応が図りやすくなったこと
- ・関係諸機関との連絡調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う特別支援教育コーディネーターを各小・中学校に位置づけたことにより、早期から円滑に相談を進め、適切な学びの場を選択しやすくなったこと
- ・一人ひとりの教育的ニーズに対応した「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成したことにより、保護者や関係機関との連携のもと、身に付ける必要のある力やその手立てについて教職員間の共通理解が図られ、一貫した指導が行いやすくなったこと

などがあげられる。

今後の課題としては、知的な遅れのない発達障害も支援の対象となるなど、障害の多様化はもとより、知的障害と自閉症・情緒障害などの他の障害を併せもつなど、障害の重複化にも対応する指導や支援の必要性が高まってきていることなどから、教員の専門性の向上、関係機関との連携、保護者との綿密な相談の機会の一層の充実を図ることなどであると考えている。

(問) 特別支援学級や通級指導教室に通う子どもに身に付けてもらいたい力は何か。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 特別支援学級や通級指導教室に通う児童生徒は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまずきや困難を感じることもある。

そこで特別支援学級や通級指導教室においては、それぞれの障害や発達の段階、特性等に応じて、学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な力を身に付けることを目指している。

具体的には、

- ・生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を図ること
- ・自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応すること
- ・日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な動きができるようにすること
- ・場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにすること

などである。

(問) 特別支援学級や通級指導教室に通う子どもが増加している要因を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 特別支援学級や通級指導教室に通う子どもが増加している要因については、様々な障害に関する認知度が社会全体において高まってきていることに加え、

- ・一人ひとりの障害の状況に応じて個別の指導計画を作成したうえで、きめ細かな指導を受けることができるという特別支援教育の特色への理解が広まり、特別支援学級や通級指導教室を選択する保護者が増えてきたこと
- ・多くの小・中学校に、知的障害、自閉症・情緒障害、難聴等、障害の種別ごとの学級が、必要に応じて開設され、環境が整ってきたこと

などが、挙げられるのではないかと考えている。

(問) 特別支援学級を希望する保護者に対して、どのように対応しているのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 各学校では、特別支援学級を希望する保護者に対して、まずは、本人やその保護者との面談を行い、通常的生活や学習の中で困難を感じている場面等を把握し、特別支援学級が学びの場として適切かどうか、保護者と一緒に決めていくようにしている。

この際、障害の種別が明確ではなく適切な学びの場がはっきりとしない場合等においては、障害の状態に関する各種検査等の結果に基づく医学、心理学等の専門的見地からの意見や、本人、保護者の意向を踏まえ、富山市教育支援委員会において判断を行う。

仮に希望していたものとは違う障害種の学級への入級が適切であるという判断が出た場合は、再度相談の機会を設け、学校、本人、保護者相互の理解を図り、本人にとって適切な学びの場を決定していくこととしている。

(問) 就学時健診の結果を保護者に伝える際に、どのような点に配慮をしているのか。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 就学時健康診断は、義務教育諸学校への初めての就学に当たって、就学予定者の心身の状況を的確に把握し、保護者に保健上必要な治療の勧告や助言を行い、児童の適切な就学を図ることを目的に実施するものである。

健診結果については、就学時健康診断終了後、その会場で、異常の有無にかかわらず、全保護者一人ずつに、結果を記した書面に基づき説明している。

また、その診断結果で発育や健康状態に心配な点が見られた場合には、その後さらに、保護者及び就学予定者と教員で、一緒に面談する機会を設けている。

面談に当たっては、プライバシーに十分配慮し、保護者の戸惑いや悩みを受け止め、保護者に寄り添う場となるよう努めている。

また、場合によっては継続した相談を行っていくことも伝えたりするなど、不安を取り除き、就学までの時間を前向きに、そして、学校生活への期待を膨らませながら過ごしていただけるように、配慮している。

(問) 発達の遅れを心配する保護者に対して、就学時の不安軽減に向けた取り組みについて問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 子どもの心身の発達に遅れがあるのではないかという不安を抱える保護者に対して、安心して子どもを就学させられる環境を整えることは非常に大切なことであり、早い段階から相談及び支援を行っていく必要がある。

現在、市教育委員会では、年12回、定期的に就学相談を行う「さわやか相談会」を開き、教育、保健、福祉等の分野からの専門家が、子どもの様子を観察したり、保護者が心配している事柄について話を聞き、親子のかかわり方や子どもに合った就学先について相談し、専門機関につなぐなどしている。

昨年度は、1年間に100件近くの相談が寄せられており、この相談会が保護者の悩みを受け止める場としての役割を果たしている。

さらに、学校教育課では、今年度から臨床心理士等、心理学の専門家を2名増員し3名体制で相談にあたり、市教育センターでは、臨床心理士の他に学校教育の経験が豊富な教育相談員が面談や電話で相談にあたるなど、定期的な相談会以外にも、随時、保護者からの相談に対応し、医療機関での受診や就学先の見学を勧めるなどして、不安の軽減に努めている。

(問) こども家庭部、福祉保健部との連携や、継続した支援について見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 特別な支援を必要とする子どもの健全な育成のためには、乳幼児期から学童期、青年期を通して、その発達の段階や個々のニーズに対応できるネットワークを構築し、中長期的な視点に立った継続的な支援を行うことが重要であり、こうした観点からも、教育委員会とこども家庭部、福祉保健部との一層の連携が必要になってきている。

- 教育委員会が、現在行っている、こども家庭部、福祉保健部との連携の例としては、
- ・年12回の「さわやか相談会」が挙げられる。この会には、幼稚園、特別支援学校等の教育関係者に加え、こども家庭部や福祉保健部の職員が参加し、子どもの発達の段階をとらえた支援の方法や、障害の状態に応じた就学先について、専門的な見地から保護者に助言を行っている。
 - ・富山市まちなか総合ケアセンターのこども発達支援室と、市教育委員会が相談内容を共有することで、就学等が円滑に進むよう連携し、場合によっては、保護者や在籍している園、就学先の学校も交えて継続した相談を行っている。

また、各学校では、障害のある子どもが、長期的な視点のもとで継続した支援を受けられるよう、保護者の意向を踏まえつつ、保育所、認定こども園、幼稚園等と情報交換を行って障害の状態等について把握し、それをもとに「個別の教育支援計画」を作成して、子どもの指導に役立てている。

市教育委員会としては、子どもの障害の多様化、重複化の傾向や、保護者の教育的ニーズが複雑になってきている現状を踏まえ、今後も関係機関との情報交換を密にし、適切な教育や継続的な支援を行うことができるサポート体制の一層の充実に努めてまいります。

(5) 児童虐待や子どもの貧困問題について

①公明党 佐藤 則寿 議員（12月13日）

(問) 大阪市では児童虐待・貧困の連鎖を断ち切る「性・生教育」事業を実施しているが、本市の取組みについて問う。

＜学校保健課：教育長答弁＞

(答) 小・中学校においては、学習指導要領に基づき、体育や保健体育、特別活動、道徳科の時間などを中心に、性に関する指導を行っている。

加えて本市では、児童生徒の健全な育成のため、平成10年度から、専門医制度として、産婦人科医、精神科医、整形外科医を小・中学校に派遣し、専門的立場から、健康教育に関する講演や相談を行っている。

この中で性教育については、産婦人科医が養護教諭や担任と連携し、全中学校で講演を行っている。その内容は、生命の誕生、命の大切さ、避妊や中絶、異性への意思の伝え方、性に関するSNSの危険性などである。

この講演を聴いた生徒からは、

- ・性感染症と中学生の妊娠について、とても怖いと思った。将来大切な人を守るようにしたい

などの前向きな感想が得られている。

また、保護者に対しては、この講演を一緒に聴いていただけるよう参加を呼びかけたり、講演内容や生徒の感想などをお知らせしたりすることにより、家庭でも性について考える機会がもてるよう、努めている。

こうした講演のほか、小・中学校の保護者や教職員を対象に、思春期の体の発育や性の悩みへの対応に関する産婦人科医による個別相談にも応じている。

このように本市では、若年での妊娠や望まない妊娠などによる児童虐待や貧困の連鎖を断ち切るという観点からも、積極的に命や性に関する教育に取り組んでいる。

(6) 教職員の不足や働き方改革などについて

①日本共産党 小西 直樹 議員（12月10日）

(問) 12月1日現在、小・中学校それぞれにおける臨時的任用講師の不足数について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市の小・中学校における、臨時的任用講師の未配置の状況については、12月1日現在、小学校13校で14名、中学校8校で9名、合計で21校23名となっている。

(問) 再任用教員のハーフタイム勤務も認めるべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) ハーフタイム勤務の再任用教員が配置されることについては、基本的に半日の勤務となることから、学級担任や部活動を担当できないなどの課題があり、フルタイムでの任用が学校現場にとっては適切である。

しかしながら、再任用として引き続き教員として勤務したいと望みながらも、身体的な事情や家庭状況等により、フルタイムの勤務ができないが、ハーフタイムなら働くことができる教員がいる実情も考慮する必要がある。

いずれにしても、市教育委員会としては、こうした学校現場の課題や実情を教員の任用

を所管する県教育委員会に伝えつつ、二度と教員の未配置が発生しないよう、今後も県に強く要望してまいりたい。

(問) 日本語指導教室及び日本語指導員の現状について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市の小・中学校に在籍する外国人児童生徒のうち、5月1日現在で日本語指導が必要な児童生徒は、143名である。

日本語指導教室は6小学校、1中学校に開設されており、7名の教諭が配置され、在籍する65名の児童生徒が指導を受けている。

また、日本語指導教室が開設されていない学校には、外国人児童生徒や帰国児童生徒の支援を行う講師や相談員、支援員合わせて10名が巡回して指導にあたっており、日本語指導の必要な児童生徒全員が指導を受けている。

日本語指導教諭等は、こうした児童生徒に対して、

- ・あいさつなど日常生活への適応指導
- ・基本的な会話や読み書きの指導
- ・教科の専門的な用語を簡単な日本語に置きかえて指導する学習支援など、子どもたちの実態に応じたきめ細やかな日本語指導を行っている。

(問) 日本語指導教室の増設や日本語指導員の増員を図るべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市において、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は平成29年度94名、平成30年度111名、令和元年度143名と増加している。このことに対応して、日本語指導教室は、平成29年度から今年度まで、それぞれ3教室、5教室、7教室と増設されるとともに、日本語指導教諭等の人数も11名、14名、17名と増加している。

市教育委員会としては、日本語指導が必要な児童生徒が市内の約半数の小・中学校に在籍している現状に加え、今後も増加の傾向が続くと予想されることから、引き続ききめ細やかな指導を行うためには、さらなる日本語指導教室の増設や日本語指導教諭等の増員が喫緊の課題であり、その増設や増員については、今後とも、所管である県教育委員会に対し、機会あるごとに強く要望してまいりたい。

②自由民主党 金谷 幸則 議員（12月10日）

(問) 各学校での学校行事等の見直しについて問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 各学校の学校行事の見直しについては、それぞれの行事のねらいを考慮し、その成果が得られるよう、必要に応じて保護者等とも相談しながら取り組んでいる。

具体例としては、

- ・これまで全児童生徒を対象として行っていた家庭訪問を希望制としたり、新入生のみの実施とするなど、実施形態の見直し
- ・運動会では、競技種目を精選して、全体の日程の短縮や、入場門や万国旗などの設置を取りやめて準備にかかる時間の短縮
- ・宿泊学習においては、2泊3日から1泊2日への短縮や、複数学年での合同実施

- ・夏季休業中におけるプール開放日の短縮
 - ・定期考査の回数の縮減や定期考査日の部活動を取りやめ、教員が成績処理にあてる時間の確保
- などに取り組み、教員の負担軽減と、子どもと向き合う時間の確保につなげているところである。

(問) 教員研修の見直しについて問う。

＜教育センター：事務局長答弁＞

(答) 本市では、「優れた資質と能力を備えた教職員の養成を効果的に行う」ことを重視し、教職員研修の充実を図ってきた。

こうした中、文部科学省からは、本年6月に働き方改革の推進のため、教職員研修の効率的な実施に向けた整理・合理化を促進する旨、通知が出された。

本市では、この通知に先がけて、昨年度から、研修体系の大幅な見直しを進めてきている。具体的には、

- ・採用後、10年までの間に教員として必要な資質・能力を確実に身につけられるよう、経験年数に基づいて計画的に内容を設定する年次研修体制とすることで、教務主任等の特定の役職の教職員への集中を解消
 - ・さらに高めたい資質・能力がある場合には、希望すれば何度でも同じ研修を受講できるようにすることで、主体的に資質・能力の向上を図る機会を保障
 - ・研修内容を精選し、1日研修を半日に短縮したり、二つの研修会を一つに合わせたりすることによる、研修時間の短縮や研修回数の削減
- などである。

これらの見直しにより、学校現場からは、「教務主任等の研修参加回数が少なくなり、校務に時間を割けるようになった」「様々な経験年数の教職員が研修に参加するので、研修への意識が高まった」「興味ある内容の研修を何度も受講でき、学び直しができる」などの声が寄せられており、他市町村の教員からも「富山市の研修を受けてみたい」という声も聞こえてきている。

市教育委員会としては、研修内容の精選による整理と学校現場のニーズに応えた合理化が重要であると考えており、今後も、本市の教職員一人ひとりが、高い資質・能力を身につけ、自信をもって職務に専念できるよう、研修の充実と負担軽減が両立する研修体系の見直しに努めてまいりたい。

(問) 今年度実施している「市立小・中学校の将来のあり方について」の説明会での内容や意見、今後の計画について問う。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 今年度は、これまで、市全体の児童生徒数が減少していく現状と、小規模な学校における教育上の課題等について、広報とやまにおいて周知を図るとともに、自治振興連絡協議会の13ブロック毎に行われるPTAを交えた地域の会議等において、地域ごとの小・中学校の児童生徒数の将来の見込みや適正規模、適正配置に向けた取り組み等に関する情報提供を順次行ってきている。

説明会において、地域の方々からいただいたご意見の中には、児童生徒数が減少して

いる現状を課題と捉え、今後、個々に説明会等を開いてほしいといったご要望がある一方で、地域にとって学校は、重要な存在であるので存続してほしいというご意見などがあった。

今後については、2月頃までには、各地域の説明会を終え、その中で、いただいたご意見を取りまとめるとともに、ご要望のあった地域や校区等に出向き、さらに踏み込んだ意見交換等を行い、地元の小・中学校の将来のあり方について、一段と議論を深めてまいりたい。

(問) 検討を進めるに当たって、自治振興会に加えて学識経験者や富山市PTA連絡協議会との連携や意見交換の場が必要と考えるがどうか。

＜教育総務課：事務局長答弁＞

(答) 本市の小・中学校の将来のあり方の検討を進めるに当たっては、富山市PTA連絡協議会からは、PTA全体の立場で、全ての小・中学校を俯瞰したご意見をいただけるものと考えており、今後、意見交換を行うなど連携を図っていくことが必要であると考えている。

また、学識経験者との連携や意見交換については、現在、各地域において、小・中学校の児童生徒数の将来の見込みなどを情報提供した上で、地元の意見を伺っている段階であり、今後、具体的な検討を進める中、その熟度が高まってきた段階で、こうした方々との連携も当然必要であると考えている。

(問) 各学校では地域の人材をどのように生かしているのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 子どもの健全な育成に加え、学校における働き方改革を進める上でも、地域との連携・協力は不可欠であることから、本市の小・中学校においては、多くの地域の人材が教育活動の一翼を担っている。

学校の教育活動に参画している地域の人材としては、例えば

- ・子どもたちの安全な登下校の見守りや、学校行事等の運営に携わる学校安全パトロール隊
- ・定期的な読み聞かせ、野菜作りや米作りの指導、昔の遊びの紹介等、豊富な社会経験を生かして授業等に協力するボランティア
- ・クラブ活動や中学校における部活動で、専門的な知識や技能を生かした指導・支援を行うスポーツエキスパート等の指導員
- ・中学2年生で実施している「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」において、勤労体験の場を提供する事業所の指導ボランティア

などが挙げられる。

各学校からは、これら地域の人材を有効に活用させていただくことにより、

- ・専門性を生かした指導を通して、高い教育効果をあげることができる
- ・教員の授業の準備や指導にかかる負担を軽減し、教員が子どもと向き合う時間を確保することができる

などの報告を受けている。

(問) スクールソーシャルワーカーの成果とその増員について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市では、現在、福祉の専門的知識や技能をもつスクールソーシャルワーカー10名を小学校16校、中学校19校に配置しており、問題を抱える子どもはもとより、その家庭や子どもを取り巻く環境に対して、児童相談所等の関係機関と連携・調整を図りながら支援や助言を行っている。

これまでの具体的な成果としては、

- ・家庭環境への悩みやリストカット等の自傷行為の問題を抱える子どものケースについて、専門的な立場から得られる様々な情報や福祉サービスを保護者に紹介することで家庭が落ち着き、子どもの心の安定が図られ、不登校傾向が解消された
- ・保護者から頻繁に叩かれるなどの虐待を受けていると訴えた子どもへの支援について、児童相談所や医療機関等と連携を図るとともに、家庭訪問を繰り返し行い、子どもだけではなく保護者とも面談することで、保護者の子どもへのかかわり方が改善された
- ・経済的な支援が必要な家庭に対して、保護者が経済援助の手続きをする際に同行するなどの支援を行うことで、子どもと保護者の負担や不安が軽減され、安心して高校受験に臨む体制をつくることができた

などが報告されている。

このように支援が必要な児童生徒・家庭への対応に教員とは異なる専門性をもつスクールソーシャルワーカーがかかわることで、学校や教員が担う業務の明確化が図られるとともに、問題の早期の改善や解決に向けての大きな力となっている。

市教育委員会としては、今後もスクールソーシャルワーカーの必要性は高まっていくと考えており、国が全中学校区に配置する方針を示していることから、今後、国の動向を注視してまいりたい。

(7) ICT化と子どもの健康と学力について

①社会民主党議員会 村石 篤 議員（12月9日）

(問) 小・中学生がスマートフォンを長時間使用すると、学力の低下につながると専門家や研究機関の指摘があるが、見解を問う。

<教育センター：教育長答弁>

(答) 本市における、「児童生徒の生活等に関する調査」によると、今年度、スマートフォン等のICT機器を家庭で1日あたり2時間以上使用する児童生徒の割合は、小学校では16.3%、中学校では35.3%であった。これを平成28年度の調査結果と比較すると、小学校では約2.2倍、中学校では約1.5倍となっており、本市においても長時間使用している児童生徒の割合が高くなっていることが分かる。

また、全国学力学習状況調査において、平日1日あたりのスマートフォン等での通話やメール、インターネットの時間が長いほど平均正答率が低いという報告がされている。

この結果からも、児童生徒がICT機器の使用時間を自己管理したり、家庭でのルールを徹底したりする取り組みが大切であると考えている。

こうしたことを踏まえ、本市の各学校においては、学校と家庭が協力してICT機器の使用時間について考える場を設定するため、

- ・小・中学校と保護者が連携して、中学校の定期テスト期間中等に設定する「ノーメディアデー」や、不要なメディア利用を控える「メディアコントロール」等の実施
- ・生徒会を中心としたスマートフォン等を使用する時間と場所のルールづくり
- ・PTA主催の、親子でのネットルールづくりに関する「親学び講座」や家庭教育講演会の開催

などに取り組んでいる。

市教育委員会としては、今後も社会の変化や児童生徒の実態に合わせ、児童生徒が必要感をもってICT機器の使用時間等を自己管理できるよう、指導内容や方法を工夫するとともに、保護者への継続的な啓発に努めてまいりたい。

(問) インターネットやスマートフォンを使う子どもが増え、「依存」や「有害サイト」、「いじめ」といった弊害が数多く指摘されており、今後もこうした傾向が続けば、そのリスクが増えると考えますが、見解を問う。

<教育センター：教育長答弁>

(答) 児童生徒が日常的に使用しているスマートフォン等のICT機器は、手軽な通信・娯楽の機能を備えた、便利で魅力的な道具である。

一方で、使い方次第では、ネット依存や有害サイト、いじめ、個人情報の拡散等、様々なトラブルに巻き込まれる懸念が指摘されている。本市でも、インターネットやスマートフォンを使用する児童生徒は増加しており、それらに絡む弊害も増えると予想している。

市教育委員会としては、児童生徒が情報手段を適切に活用するとともに、弊害から身を守るため、自ら判断し、正しく情報を活用することができるよう、情報モラルの指導を実施している。

具体的な取り組みとしては、

- ・インターネット利用の低年齢化に伴い、市内の全中学1年生を対象に実施してきた情報モラル講座を、今年度から小学5年生に引き下げて実施
- ・要請のある学校に対する、児童生徒及び教員を対象とした「情報モラルに関する出前講座」の実施
- ・教員の情報モラルの指導力育成を図る、情報活用能力育成研修会の開催
- ・ネット依存に関する専門家を招聘する講演会や、「ネット依存と健康」等のテーマで、保護者の参加も呼びかける学校保健委員会の開催

などを進めている。

今後も、情報モラル講座や研修の充実を図るとともに、家庭や外部機関との連携を図りながら、ICT機器の利便性を活用するとともに、危険性を減らす取り組みを併せて進めてまいりたい。

(8) 防災対策等について

①公明党 松井 桂将 議員(12月9日)

(問) 本市が所有または管理している文化財の指定別の主なものと件数について問う。

<生涯学習課：事務局長答弁>

(答) 本年11月末現在で、市が所有又は管理している文化財について、国指定文化財は「旧森家住宅」、「浮田家住宅」など8件、国登録文化財が「旧馬場家住宅主屋」や

「富山市郷土博物館」など7件、県指定文化財が「猪谷関跡」など3件、市指定文化財が、「千歳御門」や「天狗平の化石層」など25件となっている。

(問) 国指定重要文化財である「旧森家住宅」・「浮田家住宅」の現状の防火対策について問う。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 旧森家住宅、浮田家住宅の防火対策については、消防法における消防用設備等の設置基準に基づき、消火器、自動火災報知設備を設置しており、中でも浮田家住宅においては、茅葺屋根という構造上の特性があることから、任意で設置した放水銃4基を含む屋外消火栓設備及び漏電火災警報器を設置している。

これらの消防用設備等については、管理人による日常点検を徹底しているほか、消防法に基づく専門業者による保守点検を実施し、設備の機能維持に努めている。

また、電気設備については、専門技術者による漏電の有無等の点検を行っており、設備の安全確保に努めている。

さらに、管理人が不在となる、夜間や休館日には、人感センサーや自動火災報知設備により、施設の異常を検知した場合、警備会社や関係職員が速やかに対応できるよう体制を整えている。

加えて、1月の「文化財防火デー」に合わせ、自治振興会や消防職団員、地域住民が一体となった消防訓練により、文化財に対する防火意識の向上と防火対策の徹底に努めている。

(問) 文化財に対する今後の防火・防災対策への取組みについて問う。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 文化財の防火対策については、本年9月に文化庁から、国宝・重要文化財の建造物や美術工芸品に関する防火対策ガイドラインが公表され、各文化財の火災リスクや管理体制等を総合的に勘案し対応するよう示された。その中で、文化財の特性に応じた点検項目と具体的な対応策が挙げられている。

市が所有又は管理する文化財については、主な点検項目や対応策として、

- ・主たる構造が木造である場合、自動火災報知設備を設置し、機能低下がみられないか点検する
- ・敷地周辺からの延焼を防止するため、定期的に訓練を実施する
- ・夜間などの放火対策として、人感センサーによる機械警備を実施する

など、このガイドラインの趣旨に沿った対応を必要に応じて行っているところであり、今後も文化財の適切な防火対策に努めてまいりたい。

次に、防災対策については、内閣府や文化庁が作成している建造物や美術工芸品の防災に関する手引き等を踏まえつつ、地震発生時の迅速な避難体制の確保や展示物の固定等、耐震対策を中心に、今後とも適切に対応してまいりたい。

また、国指定重要文化財の旧森家住宅と浮田家住宅については、老朽化が進行している箇所も見受けられることから、台風や大雪による被害を防止する観点からも適宜修繕を行っており、今後も適正な建物の維持に努めたい。

なお、個人等が所有する文化財の防火・防災対策については、市ホームページ等におい

て、防火対策ガイドラインや防災に関する手引き等の内容について、今後とも周知に努めてまいりたい。

加えて、本市の文化財の防火・防災対策を含む保存活用を総合的に計画する「文化財保存活用地域計画」の策定については、富山県が来年度策定予定の「文化財保存活用大綱」の内容を踏まえて検討してまいりたい。

②自由民主党 江西 照康 議員（12月10日）

（問）草島小学校の屋上を避難場所とするため、転落防止柵の整備を要望する地区要望の回答内容が、平成30年から令和元年で変わっているが、その意味を問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

（答）平成30年の地区要望に対する回答については、現行の洪水ハザードマップの浸水想定が草島地域においては2～5メートルとされており、洪水の際の避難場所として、草島小学校の屋上の一部のみならず、校舎3階も活用できることから、屋上全体を活用するフェンス整備については考えていない旨を回答したものである。

一方、近年、大規模な災害が相次ぎ、学校施設の防災機能の確保が大変重要となってきたことや、建設部において、来年の出水期に向け、新たな洪水ハザードマップの作成を進めていることから、令和元年の地区要望に対する回答については、真に必要な箇所を見極めながら、整備に努めていく旨を回答したものである。

（9）科学博物館などの資源活用について

①公明党 佐藤 則寿 議員（12月13日）

（問）天文台に代わる新たな天体観察室のコンセプトについて問う。

＜科学博物館：事務局長答弁＞

（答）現在の天文台は、望遠鏡の老朽化やアクセス面の問題などにより、来館者数が減少してきたことに加え、平成30年9月の大雨の影響でアクセス道路及び電気・水道等ライフラインが損壊したことから閉鎖しており、市教育委員会では、現在、この天文台に代わり、市民が気軽に訪れて天体学習のできる天体観察室の設置を検討している。

新たな天体観察室のコンセプト「まちなかで本物の宇宙を実感できる体験空間」は、まちなかに天体観察室を設置し、公共交通機関などで多くの市民や観光客が気軽に訪れ、自分の目で天体を観察し、驚きと感動を体験できる施設とするというもので、まちの賑わい創出にもつながるものと考えている。

また、まちなかで、天体観察会を実施することで、多くの市民に宇宙を実感していただける機会を提供できるほか、学校や団体による利用が容易になり、さらに、プラネタリウムでの映像体験が加わることで、児童生徒の学習効果がより高まることも期待できると考えている。

（問）プラネタリウムの更新に伴う一層のオリジナリティある企画の構想について問う。

＜科学博物館：事務局長答弁＞

（答）平成30年度に策定した基本計画では、新型の光学式投映機の導入による美しい星空の再現、最新のデジタル映像システムの導入による多彩な映像の投影、ステージ機能の強化による活用性の向上などを位置付けている。

これまでの番組制作のノウハウに加え、光学式投映機とデジタル映像システムの持つ機能を融合することで、多彩な活用が可能となり、ドームいっぱい全天周映像を投影できるメリットを最大限に活かし、より魅力的なプラネタリウムを目指すこととしている。

具体的な構想としては、天文に関する生解説の番組を増やすほか、個性的な演出を加えたコンサートの開催や動物、植物、昆虫など、幅広い分野の学芸員による解説会の実施、インターネット中継映像を利用した行事など、天文だけでなく芸術も含めた幅広いジャンルのイベントを開催し、他館にはない特色ある活動展開を図ろうとするものである。

(問) 科学博物館ならではの特有の装置や機能の修繕及び強化・拡充について問う。

＜科学博物館：事務局長答弁＞

(答) 科学博物館には、ダイヤモンドダスト発生装置や強風体験装置、ウォータージェットカッターなど、独自に企画・開発した展示装置が多数あり、年間約12万人の観覧者にご利用いただいている。

しかし、これらの装置は、製作後12年から20年経過しており、毎日のメンテナンスと定期的な修繕によって、基本性能を維持している。

今後とも、既存装置の性能維持と活用に努めるとともに、市民が、より楽しく科学を体験できるオリジナリティの高い装置の考案、導入について検討してまいりたい。

(問) 多様な分野におけるボランティアが活躍するが、人材の確保や育成策について問う。

＜科学博物館：事務局長答弁＞

(答) 科学博物館には現在、所定の研修を受けた80名の登録ボランティアがおり、星空観察会などの行事の補助や資料の整理など、各人が活躍の場を自由に選択し、自身の成長に繋げるという形で活動していただいている。

人材の確保については、現在、ホームページを通して募集しているが、若年層のボランティアが少ないことから、大学生ボランティアを重点的に募集するとともに、新たに、高校生ボランティアを募集していくことも検討している。

また、これまでのボランティア活動は、博物館活動の補助的なものが中心であったが、学芸員の丁寧なサポートのもとで、ボランティアが入館者を前にして、実験や解説を行うなど、ボランティアが表舞台に立って、主体的に活動できる場を新たに提供し、育成につなげてまいりたい。

(問) 様々な資料館等との連携や誘客のあり方などについて、更なるトータル的な工夫も必要と考えるが、施策について問う。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 本市の各博物館や資料館等の連携や誘客に係る最も特徴的な取り組みとして、まず、「孫とおでかけ支援事業」が挙げられる。

「孫とおでかけ支援事業」は、本市の文化や歴史、科学や自然への関心を幅広い年齢層に広げるとともに、高齢者の外出機会の創出等を目的として、県内13市町村の59施設が連携し実施しており、本市の対象施設である科学博物館や民俗民芸村、ファミリー

パーク等の14施設における平成30年度の利用者数は、約3万5千人と、市内外の多くの方に利用されている。

このほか、各施設の連携による誘客の取り組みの一つとして、「富山市博物館等共通パスポート」を発行している。このパスポートは、有効期間内に、対象となっている14施設を何度でも観覧できるほか、割引料金で富山県美術館や民間の森記念秋水美術館等の6施設を観覧できるもので、平成30年度のパスポート販売枚数は、約6千3百枚、施設利用者数が、延べ約3万4千人となっており、多くの方が本事業を利用し、施設を観覧している。

さらに、本市の14施設の概要や位置情報に加え、「孫とおでかけ支援事業」や「共通パスポート」等の取り組みも紹介する「富山市博物館等ガイドマップ」を作成し、関係施設や、まちなか観光案内所等で配布し、周知に努めている。

今後とも、こうした取り組みがトータルで事業効果を発揮するよう、関係する施設や自治体と連携を図りながら、さらなる誘客に努めてまいりたい。

「富山市立幼稚園適正規模・適正配置推進計画」に
基づく今後の推進計画について

【学校教育課】

1 経 過

平成21年5月に策定した「富山市立幼稚園適正規模・適正配置推進計画」の「適正規模・適正配置の基本的な考え方」を踏まえ、平成25年5月に「今後の推進計画」を見直した。（資料1）

2園を「閉園」とする計画は、平成28年4月までに達成し、「今後の動向を見る」としていた2園のうち1園を平成31年3月末で閉園とした。

適正規模・適正配置の基本的な考え方

項 目	内 容
① 適正規模及び学級編制	・集団としての教育効果の面から、1学級おおむね15人以上とする。 ・3歳児1学級25人以下、4・5歳児1学級35人以下で学級を編制する。ただし、2学級で15人以下の場合は、複式学級で編制する。
② 私立幼稚園及び保育所との役割分担	・平成22年度以降も、適正規模を大幅に下回ることが予想され、周辺に私立幼稚園や保育所がある場合は、統廃合の対象とする。
③ 3歳児保育の導入	・3歳児保育未実施の幼稚園のうち、周辺に3歳児を受け入れる私立幼稚園がないなど、考慮すべき地域において3歳児保育を導入する。

2 「今後の推進計画」の見直し

平成25年5月の計画見直し時から園児数（資料2）や近隣施設の動向に変化があることなどから、「今後の推進計画」の見直しを検討する。

資料 1

○ 各幼稚園・認定こども園の今後の推進計画（平成25年5月）

	平成25年度園児数（人） 【H25.5.1現在】						今後の推進計画
	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	
月岡			16	12	18	46	現状維持
な新 か保 よし	-	-	50	36	35	121	現状維持
	15	20	15	18	13	81	
呉羽				15	10	25	今後の動向を見る。
水橋			12	19	20	51	現状維持
愛宕				18	28	46	現状維持
大沢野			19	19	17	55	現状維持
大久保			25	31	29	85	現状維持
上滝			4	2	4	10	今後3年程度の期間内に閉園する。
大庄			12	18	14	44	現状維持
小見			2	1	0	3	今後の動向を見る。
杉原				1	6	7	今後2年程度の期間内に閉園する。
速星			25	34	31	90	現状維持

* 「新保なかよし認定こども園」の下段は、「保育に欠ける子」の園児数で、外数としている。

資料 2

■ 富山市立幼稚園・認定こども園の園児数の推移と令和2年度予定園児数

(令和2年度を除き各年5月1日現在、単位：人)

園 名	定員	平成25年度						平成29年度						平成30年度						令和元年度						令和2年度予定 (R1.12.1現在)					
		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
月 岡	105	/	/	16	12	18	46	/	/	15	15	18	48	/	/	9	14	15	38	/	/	5	10	15	30	/	/	8	8	10	26
新保なかよし	150	-	-	50	36	35	121	-	-	27	31	29	87	-	-	26	26	31	83	-	-	27	23	22	72	-	-	17	27	21	65
	(100)	(15)	(20)	(15)	(18)	(13)	(81)	(17)	(19)	(18)	(21)	(20)	(95)	(20)	(20)	(20)	(19)	(24)	(103)	(20)	(19)	(20)	(22)	(20)	(101)	(20)	(20)	(20)	(20)	(24)	(104)
呉 羽	70	/	/	/	15	10	25	/	/	/	5	12	17	/	/	/	5	5	10	/	/	/	4	5	9	/	/	/	2	4	6
水 橋	105	/	/	12	19	20	51	/	/	8	13	10	31	/	/	6	8	15	29	/	/	8	7	8	23	/	/	9	9	7	25
愛 宕	70	/	/	/	18	28	46	/	/	/	11	16	27	/	/	/	9	11	20	/	/	/	11	12	23	/	/	/	2	7	9
大 沢 野	105	/	/	19	19	17	55	/	/	7	7	15	29	/	/	5	6	9	20	/	/	7	5	7	19	/	/	6	7	5	18
大 久 保	105	/	/	25	31	29	85	/	/	16	11	24	51	/	/	13	16	10	39	/	/	16	15	17	48	/	/	11	18	15	44
大 庄	95	/	/	12	18	14	44	/	/	8	13	5	26	/	/	8	8	12	28	/	/	6	7	8	21	/	/	0	6	6	12
速 星	95	/	/	25	34	31	90	/	/	24	27	28	79	/	/	18	25	26	69	/	/	19	20	25	64	/	/	25	20	20	65
計	900	-	-	159	202	202	563	-	-	105	133	157	395	-	-	85	117	134	336	-	-	88	102	119	309	-	-	76	99	95	270

*「新保なかよし認定こども園」のカッコ内は、「保育に欠ける子」の人数を外数で表し、比較のため、「計」には含めていない。

富山市立図書館のメールサーバによる不正中継について

【図書館】

令和元年12月3日(火)、図書館が管理するメールサーバを悪意のある送信者に利用され、不特定多数の第三者へメールを中継していたことが判明したものの。
※(別紙説明図参照)

1 状 況

- ・メール送信件数 151,915件(11月5日～12月4日の間)
- ・不正中継されたメールは、国外のメールサーバから送信されたものがある。
- ・ウィルス感染する可能性のあるサイトをリンクしているものがあった。
- ・図書館が管理する情報の外部漏洩や図書館システムにウィルス感染等はない。

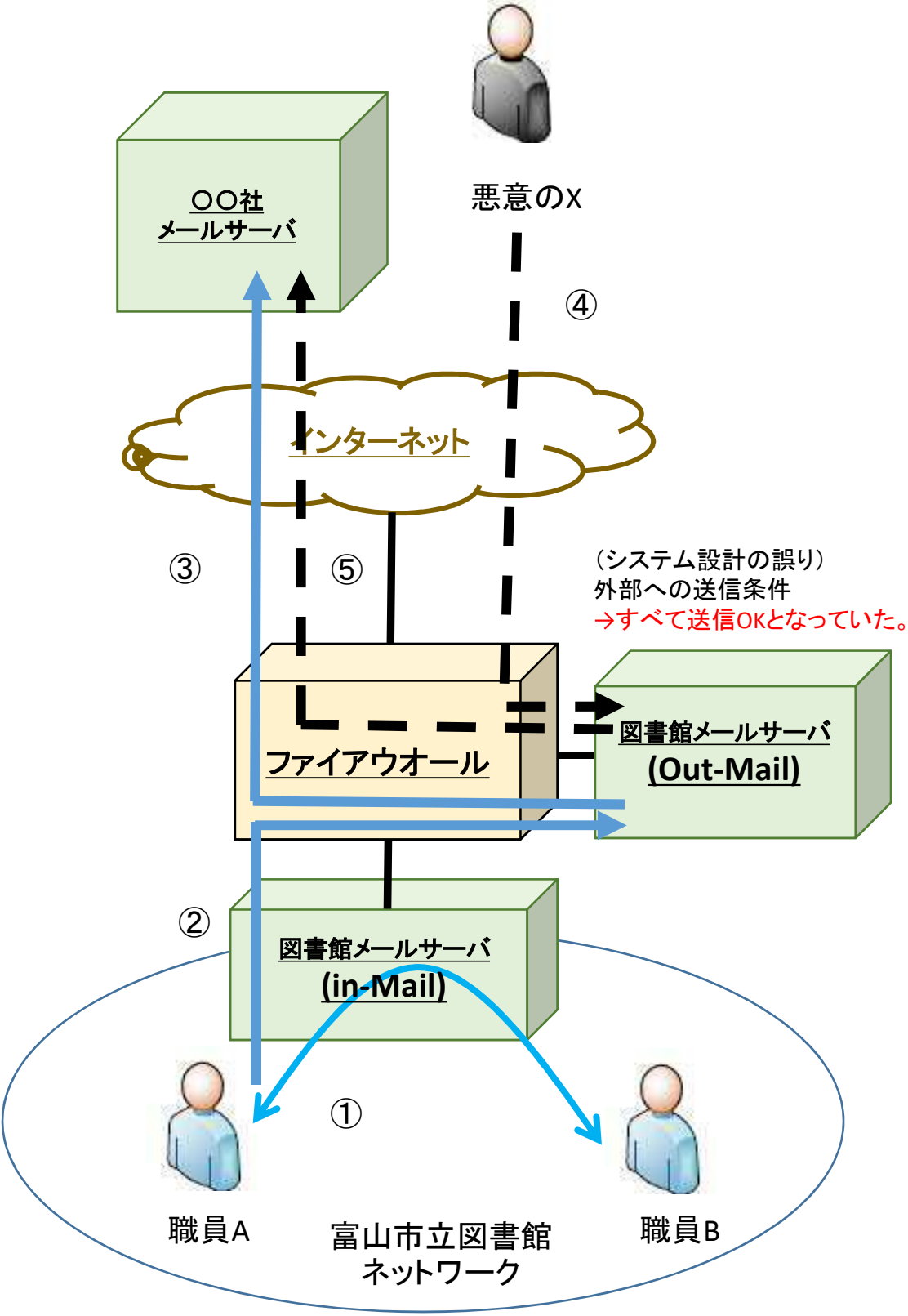
2 原 因

このようなメールの中継は「第三者中継」または「オープンリレー」と呼ばれ、本来はメールサーバの設定で防ぐものである。4月に富山市教育委員会と同様の事故が発生した際に、図書館のメールサーバの設定についても確認を行ったが、事業者によるシステム設計そのものに誤りがあり、確認作業においても設定に誤りがあることを発見できなかったため。

3 対 応

- ・12月4日(水)午後3時 メールサーバを停止し、図書館を予約した利用者には電話・郵便でお知らせすることとした。
- ・12月5日(木)午後6時30分 図書館及び市ホームページにお詫び文を掲載。
- ・12月6日(金)午後3時 市政記者へ情報提供。
- ・12月11日(水)午後4時 情報セキュリティの確保について、全庁に注意喚起の通知。
- ・12月18日(水)午後4時30分 システムの改修と図書館システムの総点検を行い、安全が確認されたためメールサーバの運用を再開始した。

富山市立図書館のメールサーバによる
不正中継の説明図



児童向け「バリアフリーブック」コーナーの設置について

【図書館】

これまで視覚障害者等へのサービスとしては、本を音声化した録音図書や大きな活字で読みやすく編集された大活字図書を貸出ししている。

平成28年に「障害者差別解消法」、本年6月には「読書バリアフリー法」が施行され、合理的な配慮により社会的障壁を取り除き、誰もが利用しやすい図書館になるよう求められている。

このことから、新たに児童向けのサービスとして、大活字図書とLLブックを揃えた「バリアフリーブック」コーナーを設置した。今後も障害者等へ配慮した資料を積極的に導入し、サービスをより充実させていく。

1 目的

弱視や知的障害等により、通常の活字の本を読むことが難しい小中学生にも読書の楽しさを知ってもらうとともに、すべての人々が本と出合える環境づくりを目指すもの。

2 事業概要

(1) 設置場所

図書館本館 3階児童図書フロア（常設）

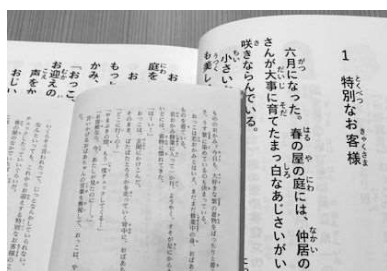
(2) 配置資料

- ① 児童向け大活字図書 220冊
- ② LLブック 20冊



<LLブックとは>

スウェーデン語の Lattlast の省略で、日本語では「やさしく読める」という意味を表す。知的障害やディスレクシア（失読症・識字障害）等により、一般の書籍を読むことが難しい人たちに向けて、読みやすく書かれた本のこと。写真や絵が多く、日常的によく使われる単語を用い、簡潔な文章で表現されている。



大活字図書（文字の大きさの比較）